

2011年2月4日

国土交通省鉄道局
鉄道業務政策課 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 (略称:KC's)

理事長 榎 彰 徳

【連絡先(事務局)】担当:西島

〒540-0033 大阪市中央区

石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

要 望 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要についてはホームページをご参照下さい)。

(要 望 事 項)

別紙「鉄道等の定期券中途解約のルールについて【中間まとめ】」にありますとおり、①定期券は全国的に1ヶ月単位のものとなっており、1ヶ月と1日でも使用すれば、2ヶ月分の使用と計算されます。これは、消費者保護の観点から素朴に疑問もあるところではないかと考えられます。また、②例外規定として、「有効期間の開始日から一定日数以内の解約」に限っては、特例の払戻しが規定されていますが、その日数は、概ね、関東では7日であるのに対し、関西では3日とかなり短い日数になっており、基準に違いが見られます。これらの点を踏まえまして、定期券制度が、より消費者の利益にかなう制度になるようご協議させていただきたく要望する次第です。

なお、「特例措置については、行政の認可事項ではない」という点につきましても、現状では、認可事項以外の点も含めて、約款全体として認可されていると思いますので、まずは問題意識の共有のために懇談を要望する次第です。